平成20年度 第3回

大阪府都市計画審議会会議録

日 時:平成21年2月9日(月)

午後2時~午後3時15分

場 所:大阪市中央区大手前三丁目1番43号

大阪府職員会館「多目的ホール」

議題

【審議案件】

議第273号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について 議第274号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置(岸和田市)」について 議第275号「北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の 施行規程及び事業計画に対する意見書」について

平成20年度 第3回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏 名	職名	出欠	備考
1		岡田憲夫	京都大学教授	出	会長
2		土 井 幸 平	大東文化大学教授	欠	会長代理
3		松室猛	地方行政研究会会長	出	
4		溝 畑 朗	大阪府立大学教授	出	
5		細 見 昌 彦	大阪学院大学教授	出	
6	学 識 経 験 のある 者	荻 田 緋 佐 子	大阪商工会議所女性会参与	出	
7		西村多嘉子	大阪商業大学教授	出	
8		上 原 理 子	弁護士	欠	
9		森本幸裕	京都大学教授	欠	
10		井川勝巳	大阪府農業会議会長	出	
11		増田昇	大阪府立大学教授	欠	
12		齊 藤 昭	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 松下 博
13		平工奉文	近畿経済産業局長	出	代理:地域経済部長 尾沢 潤一
14	関係行政機関 の 職 員	木 下 誠 也	近畿地方整備局長	出	代理:復興事業調整官 佐古 康廣
15		各 務 正 人	近畿運輸局長	出	代理:企画観光部次長 松川 隆男
16		縄 田 修	大阪府警察本部長	欠	
17		梅本憲史	府議会議員(自民)	出	
18		大 島 章	府議会議員(自民)	出	
19		吉田利幸	府議会議員(自民)	出	
20	府 議 会 議 員	中村 哲之助	府議会議員(民主)	出	
21	小 哦 云 哦 貝	ウルシハラ周義	府議会議員 (民主)	出	
22		林 啓 二	府議会議員 (公明)	出	
23		柏原賢祥	府議会議員(公明)	出	
24		堀 田 文 一	府議会議員 (共産)	出	
25	市町村の長を代表する者	倉 田 薫	大阪府市長会会長	欠	
26		中 和博	大阪府町村長会会長	欠	
27	市町村議会の 議長を代表	山 田 幸 夫	大阪府市議会議長会会長	欠	
28	ずる 者	藤原敏司	大阪府町村議長会会長	欠	
29	大阪市長及び	平 松 邦 夫	大阪市長	出	代理:計画調整局長 北村 英和
30	大阪市会議長	多賀谷 俊史	大阪市会議長	出	代理:計画消防委員長 小玉 隆子

平成20年度 第3回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏 名	関連議案番号	
1	高石市長	阪口 伸六	·議第273号	
2	高石市議会議長	奥田 悦雄	□技分と / ∪ ケ	

平成20年度 第3回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏 名	出欠	備考
1	都市整備部長	福 田 保	欠	
2	都市整備部技監	井 上 章	出	
3	都市整備部次長	水本行彦	欠	
4	都市整備総務課長	中村大介	欠	
5	事業管理室長	小川 哲治	欠	
6	総合計画課長	石 橋 洋 一	出	臨時幹事:総合計画課参事 生嶋 圭二
7	交通道路室長	村 上 毅	出	
8	河川室長	吉田 八左右	*	臨時幹事:河川整備課主查 中谷 亮治
9	下水道室長	北 山 憲	*	臨時幹事:事業課課長補佐 小林 保
10	公園課長	大 槻 憲 章	出	
11	港湾局長	古川博司	欠	
12	住宅まちづくり部長	戸田 晴久	出	
13	住宅まちづくり部技監	吉 田 敏 昭	欠	
14	住宅まちづくり部理事	沢田吉和	出	
15	住宅まちづくり部次長	小 林 栄	欠	
16	居住企画課長	横小路 敏弘	欠	
17	市街地整備課長	高 村 正 則	出	
18	建築指導室長	志摩宣彦	*	臨時幹事:審查指導課課長 岩田 純一
19	住宅経営室長	佐 野 裕 俊	出	
20	企画室長	津 組 修	*	臨時幹事:企画室計画G主査 里村 征紀
21	市町村課長	山口信彦	*	臨時幹事:市町村課総括主査 元木 一典
22	危機管理室長	飯尾 慎太郎	欠	
23	健康福祉総務課長	里 中 亨	欠	
24	環境衛生課長	桐山晴光	欠	
25	産業労働企画室企画課長	田中精一	欠	_
26	みどり・都市環境室長	田川静一	出	
27	循環型社会推進室長	角 善 啓	*	臨時幹事:廃棄物指導課課長 福原 裕
28	環境管理室長	内 藤 昇	欠	
29	農政室長	小 谷 正 浩	欠	
30	水道部経営企画課長	井 上 博 司	欠	
31	教委事務局総務企画課長	藤 井 睦 子	欠	
32	教委事務局施設課長	鈴 木 博 史	欠	
33	教委事務局文化財保護課長	富尾 昌秀	*	臨時幹事:指定文化財G主査 芝野 圭之助
34	府警本部交通規制課長	宮 田 敏 彦	欠	

平成20年度 第3回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏 名	関連議案番号	出欠
1	高石市土木部長	鈴木 英夫	議第273号	田
2	岸和田市都市整備部長	堀野 利夫	議第274号	出
3	岸和田市建築指導課長	平塚 隆史	战先之/4万	欠

目 次

1	開会1
2	議第273号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について2
3	議第274号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置(岸和田市)」について10
4	議第275号「北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の
	施行規程及び事業計画に対する意見書」について13

平成20年度第3回大阪府都市計画審議会会議録

1 開会

午後2時開会

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成20年度 第3回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

私、本日司会を務めます総合計画課、和久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をごらんください。

資料は7点ございます。順次読み上げてまいりますので、ご確認をお願いしたいと思います。まず、配付資料一覧及び委員配席表。次に、大阪府都市計画審議会条例及び規則。続きまして、次第及び付議案件一覧、並びに委員・幹事名簿。そして、資料1、議案書(その1)。資料2、審議会資料(その1)。資料3、議案書(その2)、北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の施行規定及び事業計画に対する意見書となってございます。なお、意見書につきましては、個人情報保護の観点から、提出者の住所・氏名や、特定の個人を指すと思われる箇所を黒塗りにより非公開とさせていただいております。ただ、委員の方々につきましては、審議上、必要な情報といたしまして、黒塗りせず、その部分を黄色のマーカーで着色を施した、情報を補足する資料を別の封筒に入れてお配りしてございます。なお、この情報を補足する資料につきましては、審議会終了後、回収させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。最後に、資料4、審議会資料(その2)。先ほどの意見書の要旨及び事業計画案等の資料でございます。

以上でございます。漏れている資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本日、現委員数30名の方々のうち21名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、岡田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。岡田会長、よろ しくお願いいたします。

2 議第273号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について

【会長】(岡田憲夫君) 本審議会の会長を務めております岡田でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。それでは、ただいまから、平成20年度第3回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回ご審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいた しました議案書のとおり、南部大阪都市計画用途地域の変更を含みます3議案 でございます。最初にご審議いただきますのは、議第273号です。その内容 につきまして、幹事に説明をさせます。

【幹事】(石橋洋一君) 総合計画課長の石橋でございます。どうぞよろしく お願いいたします。

議第273号南部大阪都市計画用途地域の変更についてご説明いたします。

議案書の1ページから3ページ、資料の1ページから7ページでございます。

本案件は、高石市都市計画マスタープランの改定を契機として、市域全域を 対象に用途地域の見直しを行い、今回、6地区について用途地域の変更を行お うとするものです。

市町村が策定する都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市の総合計画や府が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、当該市町村の都市計画における基本方針として定めることとされているものでございます。

高石市では、定住人口の減少の防止、衰退した中心市街地の活性化など、市を取り巻くさまざまな社会経済環境の変化に対応することを目的として、昨年 3月に高石市都市計画マスタープランが改定されました。

本都市計画マスタープランは、市域全体の都市づくりの方向性を示す全体構

想と地域別の都市づくりの方向性を示す地域別構想の2部で構成されており、 今回の用途地域の変更対象地区は、それぞれ全体構想の中の将来の都市構造及 び土地利用の基本方針において、次のように設定されております。

まず、将来の都市構造でございますが、大きく分けて、周辺都市との連携に よる2つの都市軸と特徴的な4つの生活圏で構成されております。

今回の用途地域の変更対象地区に関しましては、各生活圏の中心となる都市核に、羽衣駅東部地区と高石駅東部地区が位置しており、それぞれ北の玄関口、南の玄関口として、駅を中心とする特徴ある拠点づくりを促進していく地区とされております。

また、臨海部と内陸部とを結びつける内陸臨海連携ゾーンに、高師浜丁北部 地区が位置しており、水と緑に親しむ空間としての機能を活かしつつ、市有地 等の利活用を進める地区とされております。

さらに、周辺市との交流・連携を目指すネットワークとしての広域連携軸に 南海中央線沿道地区が、市域全体の人・物・情報のネットワークとしての高石 都市交流軸に高石北線沿道地区及び新村北線沿道地区が設定されており、これ らの幹線道路について、重点的に整備が進められております。

次に、土地利用の基本方針では、市域を12種類のゾーンに区分し、それぞれのゾーンの方向性に基づいて都市計画制度を適切に運用することにより、土地利用の誘導や魅力ある都市空間の形成を図ろうとしております。

今回の用途地域の変更対象地区に関しましては、羽衣駅東部地区や高石駅東部地区は、各地区の特性に応じた特色ある商業・業務・サービス機能等の集積を誘導する駅前商業複合ゾーンに、また、南海中央線沿道地区、高石北線沿道地区及び新村北線沿道地区は、都市計画道路の整備と合わせて、店舗や住宅等が調和した複合型の都市型居住地の形成を誘導する複合住宅ゾーンに、さらに、高師浜丁北部地区は、水と緑に親しむ空間としての機能を活かしつつ、市有地等の利活用を進め、臨海部と内陸部とを結びつける内陸臨海連携ゾーンに位置づけられております。

加えて、各地区の現況を見ますと、羽衣駅東部地区や高石駅東部地区などの 駅前地区につきましては、すでに商業施設が一定集積しており、現在の近隣商 業地域の位置関係から考えましても、近隣商業地域に変更することは妥当であ ると考えております。

また、南海中央線、高石北線、新村北線などの幹線道路沿道地区における今回の用途地域の変更箇所については、大部分が既に供用開始していること、特に南海中央線は、高石市が完了期間宣言路線と位置づけ、平成25年度の整備完了を公表していることから、できるだけ早い時期に沿道の用途地域を変更し、より適切に土地利用を誘導していくことが望ましいと考えられます。

さらに、高師浜丁北部地区については、浜寺水路沿岸部で大阪臨海線、高石 臨海線という幹線道路に隣接するという立地条件を活かし、周辺環境に配慮し つつ臨海部と内陸部を結びつけるような施設を誘致するなど、有効な土地利用 を行う必要がある地区と考えられます。

このように、新たに策定された高石市都市計画マスタープランに基づく各地域の位置づけや、周辺を含めた土地利用状況、道路など都市基盤施設の整備状況などを総合的に勘案し、次のように用途地域の変更を行おうとするものです。

まず、羽衣駅東部地区については、商店街の活性化やさらなる商業施設の立地を誘導するため、駅南東部の街区と市道東羽衣302号線、中小路通りの道路端から沿道25メートルの用途地域を、第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ペい率60%、及び第二種中高層住居専用地域、容積率200%、建ペい率60%から、近隣商業地域、容積率300%、建ペい率80%に変更しようとするものです。

次に、高石駅東部地区については、駅前の更なる高度利用を図るため、用途地域を第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ペい率60%、及び第二種住居地域、容積率200%、建ペい率60%から、近隣商業地域、容積率300%、建ペい率80%に変更しようとするものです。

次に、南海中央線沿道地区、高石北線沿道地区及び新村北線沿道地区は、住居と店舗、事務所等の併存を図る中高層共同住宅といった幹線道路沿道型の施設などの立地を誘導するため、南海中央線沿道地区については、南海中央線の道路端から沿道25メートルの用途地域を、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域から第二種住居地域に変更しようとするものです。

また、高石北線沿道地区については、高石北線の道路端から沿道25メートルの用途地域を、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域か

ら第二種住居地域に変更しようとするものです。

さらに、新村北線沿道地区については、新村北線の道路端から沿道25メートルの用途地域を、第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域に変更しようとするものです。

なお、以上3つの幹線道路沿道地区につきましては、容積率200%、建ペ い率60%は変更ございません。

最後になりますが、高師浜丁北部地区につきましては、浜寺水路沿岸部の土地の有効活用を図るため、用途地域を第二種住居地域から準工業地域に変更しようとするものです。この変更により、臨海地域と連携した研究施設等の立地を可能にし、併せて地区計画を決定し、住宅や周辺環境に悪影響を与える工場の立地を規制することとしております。なお、容積率200%、建ペい率60%は変更ございません。

用途地域の変更のほかに、市決定の関連案件といたしまして、防火地域及び準防火地域の変更、高度地区の変更、高度利用地区の変更、及び先ほどもご説明いたしました地区計画の決定が、先月26日に開かれた高石市都市計画審議会において承認されております。

また、案の作成に当たり、公述人を募集いたしましたが、公述の申出はございませんでした。

さらに、本年1月5日から2週間、都市計画法第17条に基づき、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 質問ですけれども、今度の用途地域の変更の案、気になりまして、昨日ですが、私も高石市に行ってまいりました。用途地域の変更といっても、3種類あると。1つは、駅前地区を近隣商業地域に変えようという提案、1つは都市計画道路の両端から25メートル幅を第二種住居地域に変えようという提案、3つ目は臨海部を準工業地域に変えようという、3つの中身に分かれるんだなと思いました。

まず1つ目の駅前地区の話でありますけれども、駅前地区を近隣商業地域に変更しようという提案は基本的には賛成であります。ただ、この提案の資料を見ておりましたら、高石駅東部の中で、実際に区画が1つだけ離れ島のように第一種中高層から近隣商業地域に変えようという内容があります。これは一体何でなんでしょうか。ご説明をお願いします。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、事務局、お願いします。

【幹事】(石橋洋一君) 今、堀田委員のご質問ですけども、先ほどの画面を ちょっと見せてください。この図面の真ん中の上のほうの島のところでしょう か。

【堀田委員】 はい、そうです。

【幹事】(石橋洋一君) ご説明申し上げます。

今回変更する区域というのは、この地区の画面の駅の近いところですけども、 以前、昭和53年ぐらいに市街地再開発事業が行われていまして、その際に高 度利用地区の指定を行っております。そのときに、ちょうどその当該区域とい うのが再開発事業の賛同が得られなくて、区域から除外されているといったよ うなところでございます。現在、その隣接区域というのは、近隣商業地域とか 防火地域等が指定されておりまして、今回、この用途地域の変更で、街区とし て整形で一体的に利用することが望ましいということで判断いたしまして、当 時、漏れておるといいますか、残っておったところを今回あわせて市決定の防 火地域、高度利用地区もあわせて変更して一体的にしようといったようなとこ ろでございます。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員。

【堀田委員】 今、この地図で、右上に第一種中高層住居専用地域と書いていまして、矢印が2つ行っていますね、上の小さいのと下の大きいほうと。下の長いほうは、きのう見た私の記憶では商店がずらっと既に並んでいると。だから、ここは近隣商業にするというのは理屈に合うているなと。ところが、上の小さいほうは、商店というよりも、たしか駐車場じゃないんですか。駐車場をなぜ近隣商業地域にするのかなと、変だなと思ったんですけども、説明していただけるんでしたら、お願いします。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、事務局、お願いします。

【幹事】(石橋洋一君) この部分ですね。先ほど説明いたしましたように、従前再開発事業をしようとしたところで、ここのところだけがなかなか協力を得られなかったといったところで、最近、ここの現況といいますか、変わりまして、一体の土地になって、用途地域を設定する際に、ある程度明確な地形、地物といいますか、そういったもので境界を画定するといったようなことが一般的でございますけども、今回、その部分が地形、地物がなかなか設定しにくいといったような理由で、ここのところを用途地域変更するということにしております。

【会長】(岡田憲夫君) どうぞ。

【堀田委員】 今ご説明あったところですけど、以前と違って一体の土地利用になったと。一体の土地利用というのは、現実は一体の駐車場になったという意味ですよね。ですから、そこの地主さんが買収して駐車場を広げたと。駐車場ですから、そこに何か大きなビルを建てるのかなと。ほんなら、近隣商業地域にやってえなと、もしそういうことだとしたら、何か民間の私的な利益のために都市計画をいとも簡単に変えるということになってしまいますから、これでは変だなと思います。とりあえず、指摘させていただきます。

次、2つ目の都市計画道路の両端から25メートル幅を第二種住居地域に変えるという提案でありますけれども、南海中央線も高石北線も新村北線も、全部車ですけども、回りました。できていないところもあります。完成しているところもあると。ただ、全体としては、幹線道路として車がどんどん走るという状況には全くなっていないなと、また、沿道ということで高度利用が進み始めているという気配はないなという感じがしまして、こういうのは、ちゃんと道路ができてから、その状況を見て用途地域を変えるというのがセオリーじゃないんでしょうか。

【会長】(岡田憲夫君) 今のはご質問でしょうか。

【堀田委員】 はい。

【会長】(岡田憲夫君) じゃ、事務局、お願いします。

【幹事】(石橋洋一君) 今のご質問にお答えいたします。

今回、3路線の幹線道路――主に2車線でございます――の沿道の用途地域を変更しようという提案でございますけども、通常、道路事業が完了している、

もしくは完了するめどのある部分について、用途地域の変更対象としております。今回、南海中央線、新村北線、それから高石北線、これにつきましては、高石市さんのほうで重点事業としてこの道路整備をされているというのが1点ございます。特に、南海中央線につきましては、完了期間宣言といったようなことで集中的に事業をされているといったようなことから考えますと、なるべくこの沿道の用途地域による建物建築というものの誘導を効果的にするためには、完了時期が近づいているこの道路について、この機会に高石市のほうが都市計画マスタープランを改定し、将来この沿道をこういった用途に誘導していこう、そういったものが明確にされているという中で、空間機能としての道路、それから交通機能としての道路、そういったものの機能をより発揮するという意味で、早目に誘導していくほうがいいだろういうことで、今回、この案件を付議させていただいているということでございます。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 ただいまのご説明では、沿道地区の用途地域というのは、完成しているか、完成が近づいている、それが前提だと。そして、南海中央線は完成が近づいていると、めどが立ってきているとおっしゃったんですけど、逆に言えば、新村北線と高石北線は完了のめどが全然立っていないのかなと、それで何でするのかなと、ちょっとおかしいなと思いましたし、それから、南海中央線の場合でも、完了宣言が出たのは一部区間だけで、この道路は堺から泉大津までずっと高石市内を通り抜ける片側2車線のかなり太い道路として計画されておったと。しかし、現実は、そういうかなり大きな幹線道路じゃなくて、ごく限られた期間だけ完了宣言を出してやろうということで、その土地利用を大きく変えるような要素にならないんじゃないかなという気がするんですよ。そういう意味では、この用途地域の変更についても変だなと、意見として申し上げておきます。

それから、3点目の高師浜丁北部地区も行ってまいりました。ここに行きましたら、そこに建っておるのは高石市立図書館と府立臨海スポーツセンターでありました。そして、緑もいっぱいあると。公園みたいなきれいなところであります。これを見ておりましたら、これが何で準工業地域なんやろうかなと、さっぱりわかりませんでした。別に大阪府として臨海スポーツセンターを廃止

するということが決まったわけではありません。それなのに、何で準工業地域 にしようとするのか。そこはちょっとわかりやすくご説明いただけないでしょ うか。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、事務局、説明をお願いします。

【幹事】(石橋洋一君) まず、この高師浜丁北部地区でございますけども、今おっしゃったように、現在ある施設としては、府立の臨海スポーツセンター、それから、既に別の場所に移転しましたけども、市の図書館とかコミュニティーセンター等があったところでございます。これにつきましては、先ほども高石の都市計画マスタープランでもございましたけども、高石市というのは臨海部、特に海の先のほうは工業専用地域を主とした土地利用でございます。それから、住宅地域があって、駅前等に商業地域がある。そういったような土地利用をされているところでございますけども、この場所というのが、市の都市計画マスタープランによると、沿岸部と内陸部とを連携していくようなところで、積極的に今立地されている土地を有効活用していこうというのが1つございます。

それから、この場所、ちょうどこの色でいいますと、紫と緑の間のところに 防潮堤がございます。防潮ラインというのがここを走っておりまして、やっぱ り、海側というのは防潮堤より海に面しているということで、住宅というのに 持っていくのが非常に難しい。

そういった面を考えますと、今後の土地利用として、海のこういった工業施設等の立地を生かして研究施設等の導入も視野に入れて、ただ、準工業地域ですから用途が広く設定できますけども、地区計画によって、例えば、公害型といいますか、大きな工場というのは排除する。地区計画による制限を加えて、ここの立地にふさわしい土地利用をやっていくということで、準工業地域と地区計画の組み合わせによる土地利用をやっていこうと、こういうことでございます。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 現に府立臨海スポーツセンターが、その地図でいうと、半分以上のスペースを占めているんですかね。でーんと存在するところ、そして、 その緑の住宅地域ともきちっとくっついているわけですね。工業地帯との間で は、太くてきれいな運河がありまして、これはかなり離れた話ですから、どちらかというと、住居に近づけていかなあかん地域なのに、工業のほうに近づけると、どうも理屈に合わないという気がします。これは意見として申し上げます。

したがいまして、先ほどから幾つか問題点を指摘させていただきましたけれども、今回の用途地域の変更については、2つの駅前の地区を近隣商業地域に変えようという提案以外については反対であることを表明しておきます。

【会長】(岡田憲夫君) ありがとうございました。

堀田委員、今のご意見は、基本的には本議案についてはご異議があると理解 してよろしゅうございますか。

【堀田委員】 はい。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、そのほかにご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、この議案につきましては、ご異議がございますので、採決いたします。

議第273号を原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手をお 願いします。

(賛成者举手)

【会長】(岡田憲夫君) 挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

3 議第274号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置(岸和田市)」について

【会長】(岡田憲夫君) 次にご審議いただきますのは議第274号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

【臨時幹事】(堀野利夫君) 議第274号産業廃棄物処理施設の敷地の位置 (岸和田市)についてご説明いたします。私は、臨時幹事の岸和田市都市整備 部長の堀野でございます。 議案書の5ページから7ページ、資料は9ページから11ページでございます。

最初に、付議案件の説明に先立ち、建築基準法第51条ただし書きについて、 その概要をご説明いたします。

建築基準法第51条の規定では、汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設などの用途に供する建築物は、その敷地の位置が都市計画決定されていなければ、新築または増築してはならないとされておりますが、同条にはただし書きの規定があり、特定行政庁において、産業廃棄物処理施設は都道府県都市計画審議会、その他の施設は市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでないとされています。

本日ご審議いただきます案件は、このただし書きの規定に基づき、民間事業者から特定行政庁に対し許可申請があり、特定行政庁が許可の判断に先立ち、本審議会に付議するものでございます。本審議会におきましては、当該敷地及びその周辺地域における都市計画や土地利用の状況などを勘案し、当該施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、ご審議いただくものでございます。

続きまして、付議案件のご説明をいたします。

本案件の産業廃棄物処理施設の敷地の位置は、岸和田市臨海町8番1、8番 2及び9番でございます。岸和田市の北西に位置しております。

用途地域は工業専用地域に指定されており、さらに、臨港地区の工業港区にも一部指定されております。また、隣接して工業地域、準工業地域、大阪臨海線の東側には第一種住居地域が指定されております。

計画施設は、半導体事業などにより発生する廃酸や廃アルカリなどの産業廃棄物の脱水、油水分離、中和及び分解する中間処理施設であり、1日当たりの最大の処理能力の合計は約2,700立方メートルでございます。

敷地面積は10,202.3平方メートルで、敷地内には、脱水施設、分解施設、油水分離施設、中和無害化施設、ボイラー室及び事務所として計3,674.61平方メートルの建築物の新築とタンクヤード及び排水処理施設としての土地利用を行います。また、敷地の外周には植栽を行います。

周辺の土地利用状況については、敷地の南面は全面海で、東西北面は工場、 倉庫などが立地しており、病院その他の公共施設及び民家はございません。最 も近い住宅地は敷地の東側にありますが、阪神高速湾岸線と大阪臨海線という 幹線道路で環境的に分断され、敷地から大阪臨海線まで約400メートルの距 離にあります。

また、当該敷地への搬出入は、幅員25メートルの前面道路を介し、大阪臨海線で行います。 なお、この建築基準法に基づく許可申請と並行して、事業者から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設設置許可申請がされており、その中で、生活環境影響調査が事業者により実施されております。

この調査では、周辺環境に影響が考えられる施設稼働に伴う大気質、騒音、 振動及び悪臭、運搬車両に伴う大気質、騒音及び振動について、現況調査等を もとに将来予測が行われております。

施設稼働に伴う大気質の影響は、ばい煙発生施設としてのボイラーは都市ガス燃焼式を採用し、さらにガス吸収装置や集塵装置を設置することから、環境保全目標を満たしております。また、運搬車両による二酸化窒素、浮遊粒子状物質の排出ガスに対する影響も環境保全目標を満たしております。

施設稼働に伴う騒音レベルの影響は、充分に基礎工事を施した設備機器を建物内に設置することから、環境保全目標を満たしております。また、振動レベルの影響についても、設備機器に耐震ゴム等を設置することから、環境保全目標を満たしております。運搬車両に伴う騒音レベルの増加は、最大の地点で 0.1 デシベル程度でありました。また、振動レベルの増加については、最大の地点で 0.7 デシベル程度でありました。

施設稼働に伴う悪臭の影響については、ガス吸収装置や活性炭脱臭塔を設置 することから、環境保全目標を満たしております。

以上のとおり、本計画による大気質、騒音、振動、悪臭については、生活環境への影響は軽微であると評価されております。

また、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、事業者が地元説明会を行うとともに、平成20年10月1日から平成20年10月31日までの期間、事業計画書の縦覧を行いましたところ、隣接事業所から操業形態等について詳細な説明を求める主旨の意見書が1通提出されましたが、反対意見はございませ

んでした。

説明は以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) ただいま幹事から説明を受けましたこの議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、ご意見、ご質問がないようですので、表決に入ります。

議第274号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

4 議第275号「北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の 施行規程及び事業計画に対する意見書」について

【会長】(岡田憲夫君) それでは、次にご審議いただきますのは、議第27 5号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

【幹事】(高村正則君) 市街地整備課長の高村でございます。

議第275号北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の施行 規程及び事業計画に対する意見書について説明させていただきます。

資料3、議案書(その2)、資料4、審議会資料(その2)をご覧ください。本案件は、独立行政法人都市再生機構が定めようとする土地区画整理の事業計画に対して、土地区画整理法第71条の3、第5項に基づきまして、利害関係者から提出された意見書について、国土交通大臣がその意見書を採択すべきであるか審査するにあたり、同第6項に基づき、大阪府都市計画審議会の意見を求めるものでございます。

まず、利害関係者から提出された意見書の取り扱いについての流れをご説明いたします。

資料4、審議会資料(その2)の27ページでございます。

利害関係者から提出された意見書に対しまして、本審議会のご意見をいただきます。知事は、提出された意見書と本審議会の意見を付して、国土交通大臣に送付いたします。国土交通大臣は利害関係者から提出された意見書の内容を審査いたします。利害関係者から提出された意見書に示された意見につきまして、採択すべきであると国土交通大臣が認める場合においては、国土交通大臣は施行者に対し事業計画に必要な修正を加えることを命じ、施行者は事業計画を修正し、以下、今回同様の手続を行うこととされております。意見書につきまして、採択すべきでないと国土交通大臣が認める場合においては、国土交通大臣から意見書の提出者にその旨が通知されることになります。

事業計画の概要及び経過についてご説明申し上げます。

事業計画書につきましては、資料 4、審議会資料 (その 2) の 3 ページから 2 4 ページに添付してございます。

まず、施行地区の位置ですが、吹田市の南東部及び摂津市の北西部に位置し、 東西約3.5キロメートル、南北約0.1キロメートルの市境界をまたぐ東西に 細長い区域でありまして、地区南側には吹田貨物ターミナル駅建設予定用地及 びJR東海道本線岸辺駅、西側には同線の吹田駅、東側に同線千里丘駅がござ います。

次に、土地区画整理事業の目的ですが、研究・教育や医療等の機能の導入及 び良好な都市型居住空間の整備を行い、魅力的な都市空間の形成と良好な市街 地の創出を図ることといたしております。

面積は約22.1~クタール、計画人口は約3,500人として、独立行政法人都市再生機構を施行者として事業を進めるものでございます。

整備する公共施設の主なものといたしまして、地区の東西を結びます幅員16メートルから10.5メートルの都市計画道路天道岸部線、南千里岸部線、岸部千里丘線及び面積約5,600平方メートルの岸辺駅北交通広場、さらに総面積約7,200平方メートルの街区公園、総面積約6,600平方メートルの緑地などでございます。

資金計画書に定める支出、いわゆる事業費は約110億円であり、収入は、 20億円を国、大阪府、吹田市及び摂津市の補助金、残り約90億円を保留地 処分金といたしております。

今回、都市再生機構が国土交通大臣に施行規程及び事業計画の認可を申請するにあたり、同機構から、大阪府知事並びに吹田市長、摂津市長に対しまして、事業計画についての意見照会がありました。大阪府は、本事業計画が事業の目的である魅力的な都市空間の形成と良好な市街地の創出が図られるものと判断いたしまして、異議なしとの回答を昨年11月にいたしました。なお、吹田、摂津両市におかれましても、同様の回答がなされております。

その後、都市再生機構は昨年11月28日に認可申請を行いまして、申請を受けた国土交通大臣は施行規程及び事業計画を昨年12月12日から25日まで縦覧し、大阪府におきまして本年1月8日まで意見書を受け付けましたところ、吹田市内の団体関係者から2通、摂津市内の住民から1通、計3通の意見書が提出されました。

提出されました意見書の概要についてご説明いたします。

意見書の写しにつきましては、資料3、議案書(その2)の5ページから2 1ページに、それら意見書の要旨及びそれについての施行者の見解につきまして、資料4、審議会資料(その2)の1ページにお示しいたしております。

まず、意見の1点目でございますが、「貴重な遺跡が貨物駅移転や区画整理事業の都市化によって破壊・消滅させることは許し難い。都市化計画の土地区画整理事業は中止し、この跡地は資料館のある遺跡公園とすることを強く求める」というものでございます。

この意見についての施行者の見解は、「当該区域において土地区画整理事業を施行することは、既に都市計画において決定されており、本事業計画は、土地区画整理事業を施行するため、都市計画に定められた内容に基づき、関係機関との協議・調整を行った上で定めたものであります。埋蔵文化財については、府、吹田市及び摂津市の関係部署と十分協議の上、文化財保護法に基づき、必要に応じ発掘調査を実施します。また出土品や遺構等の保存の方法等についても、関係部署と十分協議することとします」としております。

次に、意見の2点目でございますが、「この地に豊中岸部線、大阪高槻京都線、 十三高槻線に連動する幹線道路をつくり高層建築物を呼び込むことは、更に環 境被害を拡大するものである」というものでございます。 この意見についての施行者の見解でございます。

「本事業にかかる環境影響評価については、所定の手続を経て実施されたものであり、当機構は、施行者としてこれを引き継ぎ、関係機関等と協議・調整を行いつつ、環境保全のための措置を講じてまいります」といたしております。

次に、意見の3点目は、「資金計画として保留地の売却費が収入の81.8%を占め、未だに導入する施設が未定の状況で、開発事業の赤字は吹田市、摂津市が負うとの協定により、はかり知れない財政支出が強いられるおそれがある。吹田・摂津市の財政に大きな困難をもたらす保留地の売却による資金計画による区画整理事業の中止・撤回を求める」というものです。

この意見についての施行者の見解は、「本事業計画は、土地区画整理事業を施行するため、都市計画に定められた内容に基づき、関係機関との協議・調整を行った上で定めたものであり、資金計画も含め、本事業計画により適切な事業実施が可能であると考えております」としております。

最後でございますが、意見の4点目は、「住民と合意形成をはかり、先見性を発揮して、地球環境にやさしく、騒音を和らげる自然空間を生成できる場所、および集客力のある未来にヒントを与える施設の構築物を期待します。例えば、地震災害に備えたシェルター付避難設備と防災公園・遺跡の復元模型の展示館、又は鉄道記念館。安心と活力をキーワードとして吹田操車場跡地を有効に活用することを提案いたします」というものでございます。

この意見についての施行者の見解は、「本事業は、魅力的な都市空間の形成と 良好な市街地の創出を図ることを目的として、必要な都市基盤の整備を行うも のであり、建物・施設の立地については、今後、地区計画等により適切な誘導 が図られるものと考えております」としております。

なお、意見書にはこれらのほかに、「知事は埋蔵文化財を破壊・消滅させる都市再生機構の区画整理事業を承認しないよう強く求める」、「知事は遺構を破壊・消滅させる記録保存ではなく、現地で保存するための指導を強化されるよう要望する」、「知事は、誘致型開発の街づくりと一体の区画整理事業計画書を認めず、跡地の街づくりは環境を守り、防災機能を備えた市民の憩いの森を実現するために努力されることを強く要望する」といった記述がございます。これらにつきましては、本審議会の意見を求めるものではなく、大阪府知事への要

望であると考えております。

また、今回、利害関係者より提出されました意見書1及び意見書2には、それぞれ別添資料といたしまして環境影響評価に係る意見書等の資料、また、意見書1のほうには遺跡確認調査報告書資料が添付されておりました。これらの別添資料の取り扱いについてでございますが、まず、環境影響評価に関する意見書等の資料につきましては、都市計画を定める際に地元市のほうに提出されており、既に審議済みであることから、本審議会において改めてこれらをお示しする必要はないものと判断いたしました。また、遺跡に関する詳細な報告書資料につきましても、当該の遺跡について意見書の本文にも、その概要・要旨が記述されておりますことや、区画整理事業の事業計画そのものに直接関連するものではないと判断いたしまして、同様に本審議会の議案資料のほうには添付いたしておりません。

議第275号北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の事業 計画に対する意見書についての説明は以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) 本議案は、ただいま幹事が説明しましたように、吹田操車場跡地土地区画整理事業につきまして、都市再生機構が策定し、国土交通大臣が縦覧に供した施行規程及び事業計画に対しまして、意見書が3通提出されました。審議会といたしましては、事業計画の修正を求める意見書を採択するのか、または不採択とするのかという、国土交通大臣に送付する意見についてご審議いただくことになっております。

なお、審議に入ります前に、委員の皆様にお願いがございます。

冒頭にも説明がありましたように、意見書をご審議いただく際には、個人の プライバシーを保護するために、各意見書に付してございます番号によりご審 議いただきますようお願いいたします。

また、審議会後におきましても、これらの個人情報につきましては、非公開 としての取り扱いをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

あともう1点、ただいま、幹事より意見書に係る説明がありました。全文を 資料として配付しなかったとの説明がありましたが、この点につきまして、事 務局はどう考えておられますか。お伺いします。

【幹事】(石橋洋一君) 申し上げます。

正式な議案書といたしましては、先ほど市街地整備課長からご説明申し上げたとおりでございますが、参考資料といたしまして、残りの添付文書も用意はいたしておりますので、配付させていただくことは可能でございます。

【会長】(岡田憲夫君) わかりました。

それでは、事務局から、ご希望される委員の方に今から配付させていただき ます。

それでは、本議案につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 審議会資料として配付されている意見書と、意見書を提出した団体から郵送されてきた資料に目を通しました。その中には、幾つかの論点、問題点が指摘されていますが、私は埋蔵文化財に関心を持ちました。意見書を読ませていただきますと、区画整理事業地域内には重要な遺跡があるということはまず確認できるだろうと思います。

そこで、重要な遺跡といってもいろいろありますから、昨日、見に行ってきました。見に行くといいましても、上から見るしか手がないわけでありまして、操車場跡のすぐ南といいますか、JR吹田駅のすぐ北にメロード吹田というんですか、38階建ての高層ビルがありまして、そのビルの上に上がって、操車場跡地区画整理事業地域を見たんです。ここに埋蔵文化財が横たわっているんだなと。普通、埋蔵文化財といいましても、ほとんどが細切れの民有地になっていましたね。残すといっても、無理な場合がほとんどです。だから、調査して、そして資料だけを保存するということになりますけども、ここの場合には、重要な遺跡であるということと同時に、それが面的に広がった形で、全部が無傷というわけにはいっていないでしょうけども、かなり広範な地域に広がっていると、貴重な遺構も多分発掘したら出てくるだろうと思います。こういう遺跡があるということは、私たち21世紀の人間は、21世紀から22世紀、23世紀へと続くよう、残していかなあかん、そういうものだと思うんです。

そこで、問題は、区画整理事業地域内にこういう重要な遺跡があったらどう するのかという問題になりますね。そこで、事業計画書を読みましたが、遺跡 のことについては何も触れてありません。あるとも書いていない。保存すると も書いていない。配慮するとも書いていない。遺跡については全く無視というのが事業計画書の立場なんだなと思いました。私、これを見まして、何か変やなと。区画整理事業というのは、特にここみたいに広い面積かつ長細いところですから、いろんな形をとり得るんじゃないかなと、遺跡に配慮した区画整理事業というのがあり得るんじゃないかと思ったんです。

ところが、事業計画書は遺跡を無視と。意見書のほうは、区画整理事業の中止を求めると。本来なら、遺跡に配慮した土地区画整理事業として話し合いの中で接点が形成されていくべきなのに、推進と中止という激突の形になっています。なぜこんな激突の形になったのか。これまでの経過があると思いますので、経過について、事業者と意見書を提出した人からそれぞれ説明を聞かせていただきたいと思うんです。その上で判断させていただきたいんですけども、お取り計らいをお願いします。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、事務局、お願いします。まず、これまでの経緯について、事務局から説明してください。

【幹事】(石橋洋一君) 都計審の場で意見を申し上げたい、陳述されたいという方の取り扱いに関しまして、これまでの経過とか今回の場合についてどう考えるかについて、私どもの事務局のほうからまず説明させていただきたいと思います。

平成14年度第1回の都計審におきまして、都市計画手続の中で広く住民の意見を聴取するために、計画早期の段階において、意見陳述の機会を手続的に保障する必要があるといったことで、通常、委員の先生方にお願いしている付議案件、都市計画の案を決めていただくかどうかについては、公聴会を原則開催していこうと。それまでは、府にとって重要な都市計画についてのみ公聴会をしておりましたけども、規則を改正いたしまして、すべての案件について、平成14年の10月から公聴会を開催するということにいたしました。この公聴会での住民の意見は、公開の審議会の場で十分に審議してもらえるといったことで、それまでたまにございましたけども、意見陳述を実施しないということにさせていただいた経過がございます。

ただ、公聴会を定めておりますのは、通常の都市計画の案件の決定について でございまして、土地区画整理法、今回のような意見書に対する意見をどうす るかといったものについては、規定はございません。

先ほども市街地整備課長から話がございましたけども、土地区画整理法上の流れといいますのは、今回の都市再生機構の事業計画について、地元市、それから大阪府の意見を聞いて、両方の地方公共団体ともに異議なしの回答をさせていただいたところでございますけども、それを受けて、大臣に都市再生機構が申請し、国土交通大臣はこの計画を縦覧し、それに対して、利害関係者から今回意見書が提出されたわけでございます。大阪府知事は、その意見書に対する審議会の意見を決めていただきますと、その意見を聞いて、その意見を付して大臣に送付することとなっております。

なお、今回の土地区画整理事業の認可権限というのは国土交通大臣にございまして、この意見書の内容を大臣が審査するときには、意見書提出者が国土交通省に対して直接意見を述べる機会があると伺っております。

以上、これまでの都計審での取り扱い、それから今回の土地区画整理法の手続の流れ、そういったものをご勘案していただきまして、各委員におかれては、 十分にご審議いただくようにお願いしたいと思います。

【会長】(岡田憲夫君) ちょっと堀田委員にお伺いさせていただきたいんですが、先ほどのご意見はたしか2つあったと思うんですが、今までの経緯について説明してほしいというお話と、それからもう1つは、意見陳述の機会を与えるかどうかについて諮ってほしいとおっしゃったのでしょうか。そのあたり、ちょっとわかりますか。もう一度、確認とご説明をいただきます。

【堀田委員】 今、課長がご説明になりましたけれども、意見書を出した人から意見陳述したい旨の申し出があったと、それは認めなかったというご説明をされたんですよね。私はそういう意見陳述を別に聞きたいわけじゃないんです。こんな形の事業計画書では、遺跡に配慮する、遺跡があるとか、一切書いていない。また、意見書のほうも、こういう形というよりも中止せえということになっている。推進と中止という激突の形になっているんですね。何でこんなことになってしもうたんやと。私ら委員としては、土地区画整理事業をしようというんなら、その土地区画整理事業は周辺の住民、地域の住民のいろんな声を聞いて、みんながこれはええことやなという形にまとめたものを提案してほしい、まとめて区画整理事業をやってほしいと思うんですよ。

ところが、こんなふうに賛成、反対が真っ二つに分かれるという形になるのは大変不幸なことじゃないかなと。何でこんなことになったのかという経過をぜひこの場で聞かせていただきたいということでお願いしたんです。ということで、会長さんにお取り計らいいただけませんかとお願いしています。

【会長】(岡田憲夫君) 今までの経緯について再度説明してほしいというお話ですので、事務局のほうから再度説明をお願いします。

【幹事】(高村正則君) 市街地整備課長でございます。

先ほどの説明の中で、少し説明不十分というご指摘がございましたので、特に文化財に関係いたしまして、現在のところ、私どもの把握している情報について申し上げます。

昨年までに、鉄道運輸機構によりまして、一定の確認調査といいますか、文 化財調査をやっておられまして、ただ本格調査につきましては、この後事業が 本格的に着手されてからと伺っております。

今回の事業計画書の中に特に明記はいたしておりませんけども、一応、全体 事業費の中に一定額の文化財調査費も入っているということで、我々は理解い たしておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 明記していないけどもとおっしゃったけども、まさに明記していないということが遺跡については全然配慮する姿勢がないと、審議する側の私としては理解せざるを得ないんですよ。しかし、こんなに広大な区画整理事業をするんですから、当然、埋蔵文化財について一定の配慮をすると、一部地域については遺構も残すと、あるいは出てきた遺物を陳列する資料館も置くとか、いろんな配慮があってしかるべきではないかと。それが全く見られないんですね。だから、意見書のほうも、これは中止せえという意見書になってきているのかなと。だから、何でこんなかたくなな答えになったのかということのご説明をお願いしているんです。

それは、府の課長さんから言いにくかったら、ここには意見書を出した団体の方が傍聴者として来られているようですから、何でこんな形になってしまったのかということを、ぜひそういう意味で意見を聞かせていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【会長】(岡田憲夫君) 今、堀田委員から、既に先ほどちょっと説明が事務 局からありましたが、意見陳述を認めるかどうかについて委員に諮ってほしい というご提案と理解してよろしいんでしょうか。

【堀田委員】 私、そういう意味ではございません。陳述を認めるかどうかではなくて、聞きたいんです。何でこんな形になったんやと、何で丸い形にならんかったのか。それをそれぞれの当事者から聞きたいんです。聞いてはいけませんでしょうか。

【会長】(岡田憲夫君) この点につきまして、まず、もう一度事務局のほうに説明をいただきたいと思います。ちょっと整理しますが、都計審での意見陳述に関しましては、平成14年度に公聴会を原則開始することになって以降とりやめていると理解していますが、その経緯につきましても、もう一度事務局から説明していただいた上で審議をしたいと思います。

【幹事】(石橋洋一君) 先ほどの堀田委員のご質問ですけども、簡単に申し上げます。

これまで、こういった意見陳述をしたいという申し出があった場合に、その 対応というのをいろいろ審議会でもご議論いただいて、その時々の対応をして きていただいたわけですけども、先ほど申し上げましたのは、平成14年から、 一般の都市計画案件については公聴会をできるだけ早い機会にやろう、案を固 める前に広く府民の方の意見をお聞きして、それを案に生かしていこうという ことで、公聴会をすべての案件に対して行う。そのかわりと言っては何ですけ ども、意見を聞くことによって、審議会の場では最終的に17条の縦覧の意見、 あるいは公聴会の意見、そういったものの見解をあわせて聞いていただくこと で、できるだけ円滑な審議をしていただこうということでやってきたわけです。 ただ、今回のこういった事業計画の審議というものには公聴会というのは手 続上入っておりませんので、今回どういう審議をしていただくかは先生方の意 見でもって決めていただきたいと思うんですけども、先ほど申し上げましたよ うに、最終的には国土交通大臣が事業計画について出された意見書というもの を採択して、修正を都市再生機構に指示するかどうかということになります。 その際に、直接利害関係者のほうから国土交通省が意見を聞くという機会がご ざいますので、そういったことも頭に入れていただいてご審議いただければと

思います。

【会長】(岡田憲夫君) 意見陳述の機会とおっしゃっているのか、それとも、 むしろ、どうしてこんなことになったのかということがきちんと聞きたいとお っしゃっていることでしょうか。よろしいでしょうか。

【堀田委員】 そうです、そっちです。

【会長】(岡田憲夫君) ただ、それについて、これ以上、事務局以外のところでご発言いただいてご説明いただくということ自体が……。

【松室委員】 会長、ちょっといいですか。

【会長】(岡田憲夫君) どうぞ。

【松室委員】 今回付議されておりますのは、ご案内のとおり、意見書に対する府の都計審としての意見でありまして、今、堀田委員がおっしゃるように、なぜこうなったのかという経過に対して、今この場で我々が追っかけたところで、それが区画整理事業であれ、都市計画事業であれ、必ず事業のときには、必ずという言い方が適当でないかとは思いますけども、賛否のあることは常であります。なぜそうなったのかということを我々がこの場でこの案件に対して改めて伺うという必要はないと思います。したがって、もっと端的に本意見書に対する我々の見解をお聞きいただきたい、それに徹していただきたいということをお願いします。

【会長】(岡田憲夫君) ありがとうございました。

今、ご意見が出ましたように、この案件につきましてのみ徹して議論するということで進めさせていただきたいと思いますが、そのほかに何かご意見ございますでしょうか。そのほかの委員の方のご意見ございますでしょうか。

それでは、もしないようでしたら、この意見書を採択すべきというご意見が 出ていると理解させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、それにつきまして採決いたします。

【堀田委員】 採決の前に意見だけ言わせてください。

【会長】(岡田憲夫君) どうぞ。

【堀田委員】 何回も発言しておりますので、会長に求めるというよりも、 私の意見を言わせていただきます。 この区画整理事業は重要な遺跡があるところを区画整理事業をやろうとしていると。区画整理事業によって重要な遺跡が破壊されようとしていると。その遺跡を守ってほしい、残ってほしいと、そういう住民の強い声があるということが前提になっております。こういうときには、事業者と、そして遺跡を残してほしいという方との真摯な話し合いが当然あるだろうと思います。そしてその結果、遺跡に配慮した区画整理事業のプランというのが出てくるんだろうと、常識論として、そう思っております。

ところが実際には、この区画整理事業の計画書には、遺跡に配慮するとか、 遺跡があるとかいう記述そのものが一切ありません。遺跡を一切無視すると、 そういう開発志向になっていると。その結果、意見書を出された方が区画整理 事業の中止を求められているんじゃないかと思います。そういう意味では、私 は、意見書を出された方の意見には全く賛成であります。ですから、この意見 書を採択することを求めるものであります。

意見として申し上げました。

【会長】(岡田憲夫君) わかりました。

それでは、この意見書を採択すべきというご意見がありましたので、採決させていただきます。

議第275号につきまして、意見書に係る意見を採択すべき、すなわち事業 計画を修正すべきという意見に賛成の方は挙手願います。

【松室委員】 何ですって、何ですって。修正すべき?

【会長】(岡田憲夫君) ええ、議第275号につきまして、意見書に係る意見を採択すべきという意見ですね。それは事業計画を修正すべきということになるわけですが、ちょっとこれ、ややこしいですが、そういうことで、意見書に係る意見を採択すべき、すなわち事業計画を中止すべきという意見に賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、挙手少数ですので、否決されました。

もう一方で、先ほどこの意見書を採択すべきでないというご意見が松室委員 からあったと理解してよろしゅうございますか。

【松室委員】 はい、結構です。

【会長】(岡田憲夫君) ですから、確認の意味で、これにつきましても採決 させていただきます。

議第275号につきましては、意見書に係る意見を採択すべきでない、すな わち事業を計画どおり推進すべきという意見に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、挙手多数ですので、本審議会の意見として、意見書に係る意見は採択すべきでないとさせていただきます。

それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。本日ご審議いただきました た議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続を進めさせます。

ほかにご意見やご質問等は何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、これをもちまして平成20年度第3回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

午後3時15分閉会